

IND-2512-2104

EPマシンルブP

極圧性強化型高性能多目的潤滑油

EPマシンルブPは、引火点250℃以上を有し、消防法の可燃性液体類に分類される工作機械や一般産業用機械向けの極圧性強化型高性能多目的潤滑油です。各種工作機械や一般産業用機械の軸受潤滑油、油圧作動油としての要求性能を満足し、ギヤ油に匹敵する極圧性も有します。EPマシンルブPは、可燃性液体類の高性能多目的潤滑油として、工場における潤滑管理に貢献します。

● 特長

1. 引火点が250℃以上

EPマシンルブPは250℃以上の引火点を有し、可燃性液体類に分類される商品です。

2. 潤滑性が優れている

高性能SP(硫黄-リン)系添加剤の使用により、優れた耐摩耗性、極圧性を有します。FZG不合格ステージ*1は12以上と最高レベルにあり、ギヤ油に匹敵する極圧性です。

*1 FZG不合格ステージ

FZG試験とはDIN 51354に規定されている試験であり、テストピースにギヤを使用し試験油の極圧性を見る試験。不合格ステージ12以上が規格上で最高性能。

3. 長期間使用できます

EPマシンルブPは、熱、酸化安定性に優れているので、適切な保守管理(異物の混入防止など)のもとで、長期間の使用が可能です。

4. さびや腐食を防ぎます

EPマシンルブPは、優れたさび止め剤や腐食防止剤の働きにより、ギヤはもとより油循環システムをさびや腐食から守ります。

5. その他の性能

EPマシンルブPは、水分離性、あわ消し性に優れているため、オイル管理が極めて容易です。

● 可燃性液体類のお取扱いに関わる注意事項

- 危険物の屋内または屋外貯蔵所に同時貯蔵する場合、原則として危険物と可燃性液体類をそれぞれ取りまとめて、相互に1m以上の間隔を置いて貯蔵することが必要です。
- 可燃性液体類は、数量2立方メートル(2Kリットル)以上で「指定可燃物」となり、市町村条例の規制を受けます。

● 種類

EPマシンルブPは、ISO VG100、150、220、320までの4種類の粘度グレードを用意し、使用条件に応じた選択を可能にしています。

● 用途

- 大型工作機械の広範囲潤滑(軸受、油圧)
- さびの発生や油の劣化が促進されやすい軸受の潤滑
- 各種油圧ユニットの潤滑
- ゴム・ビニールなどのカレンダーロールの軸受の潤滑
- 鉄鋼および非鉄金属の圧延機の軸受の潤滑
- 電動機・発電機・ポンプ・送風機などの各種軸受の潤滑

● 荷姿

200 lドラム、20 lペール缶

● EPマシンルブPの代表性状

ISO粘度グレード			100	150	220	320
色	(ASTM)		L1.0	L1.5	L2.0	L2.5
密度	(15℃)	g/cm ³	0.888	0.890	0.893	0.897
動粘度	(40℃)	mm ² /s	103.5	150.6	225.0	320.3
	(100℃)	mm ² /s	11.5	14.9	19.8	24.7
粘度指数			97	98	99	99
引火点	(COC)	℃	258	268	278	284
流動点		℃	-25	-25	-20	-12.5
銅板腐食	(100℃, 3h)		1	1	1	1
さび止め性	(蒸留水, 24h)		さびなし	さびなし	さびなし	さびなし
消防法危険物分類			可燃性液体類			

※ 代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変わる場合があります。(2016年1月)



取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分：	潤滑油基油、潤滑油添加剤
絵表示：	なし
注意喚起語：	なし
危険有害性情報：	なし
注意書き： 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 • 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 • 眼に入れないこと。飲み込まないこと。 • 取り扱い後はよく手を洗うこと。 • この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	<ul style="list-style-type: none"> • 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 • 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 • 眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。 • 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。
保管	<ul style="list-style-type: none"> • 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。 • 一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> • 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。 • 不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。